

令和8～10年度「福島県全戸配布広報誌」制作業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

唯一の県内全戸配布誌である県政広報誌「つながる ふくしま ゆめだより」は、県の重要な施策等の行政情報をはじめ、県民が必要とする情報を的確に提供し、県政への理解を深めてもらうことを目的としている。

今回、掲載内容の見直しを行い、県民の皆さんにより身近で親しみやすさを持つてもらえる広報誌を制作する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

令和8～10年度「福島県全戸配布広報誌」制作業務委託

(2) 業務受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 委託業務の内容

別紙「令和8～10年度「福島県全戸配布広報誌」制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和11年3月31日（土）まで

3 見積限度額

21,780,000円以内（消費税及び地方消費税額の額を含む。）

令和8年度～令和10年度の3年分の金額となります。

4 委託業者決定までのスケジュール

(1) 募集要領の公表	令和8年2月4日（水）
(2) 質問書の受付期限	令和8年2月10日（火）17時まで
(3) 質問に対する回答期限	令和8年2月13日（金）
(4) 参加申込書の提出期限	令和8年2月18日（水）17時まで
(5) 企画提案書等提出期限	令和8年2月24日（火）17時まで
(6) 一次審査（書面）結果の通知	令和8年3月9日（月）
(7) 二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月16日（月）予定
(8) 審査の結果発表及び通知	令和8年3月中旬予定
※審査結果は、参加者全員に通知します。	
(9) 見積書徵取	令和8年3月中旬予定
(10) 契約	令和8年4月1日以降

5 プロポーザルに係る参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要項を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (5) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (6) 官公庁の新聞広告、広報誌等の制作実績があること。
- (7) 県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。
- (8) 県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式等の電子データは、福島県広報課（以下「当課」という。）ホームページからダウンロードして入手すること。

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/>

なお、当課窓口または郵便等での交付は行わない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 質問方法

「質問書」（第1号様式）を電子メールにより送付すること。件名は【質問】福島県全戸配布広報誌制作業務委託とし、電話にて着信確認すること。なお、電話での質問の受付は行わない。

広報課メールアドレス：kouho@pref.fukushima.lg.jp

イ 受付期限

令和8年2月10日（火）17時まで

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

福島県広報課ホームページに回答書を掲載する。

※質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正として扱う。

イ 回答掲載日

令和8年2月13日（金）

8 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（第2号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月18日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県広報課へ持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかにより提出すること。

なお、電子メールまたはFAXでの提出の場合は、電話にて着信確認すること。

9 企画提案書等の提出

上記8により「参加申込書」（第2号様式）を提出後、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

(3) 提出書類と部数

ア 企画提案書（任意様式）	25部
イ 法人等の概要（第3号様式）	1部
ウ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの。法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。）	1部
エ 業務実施体制書（第4号様式）	1部
オ 作品案（A4判16ページの広報誌）	25部
カ 費用見積書（任意様式）	1部

令和8～10年度の総額及び各年度分、それぞれを作成してください。

10 一次審査結果の発表及び通知

（1）期　　日：令和8年3月9日（月）予定

（2）審査方法：書面審査により決定する。

（3）発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、書面で通知する。

（4）審査基準及び配点

審査項目	評価点数	加減率	配点
表紙 ・ページをめくる気を引き起こすものか ・インパクトがあるか ・県の広報誌であることがわかるものとなっているか	1・2・3・4・5	* 1	5
レイアウト・デザイン ・幅広い世代に向けて、親しみやすく、読みやすいものになっているか（文字の大きさ、字間、行間） ・見やすいレイアウトになっているか ・全体的に統一感のあるデザインになっているか ・見出し等のつけ方は、適切であるか	1・2・3・4・5	* 3	15
写真 ・目を引く写真か ・「ゆめだより」にふさわしい写真か ・写真の技術は高いか（構図、ピント、露出）	1・2・3・4・5	* 1	5
			25

（5）評価点数の採点基準

「5」 → 特に優れている

「4」 → 優れている

- 「3」 → ふつう
- 「2」 → やや劣る
- 「1」 → 特に劣る

11 審査会

- (1) 日時：令和8年3月16日（月）（予定）
- (2) 会場：福島県庁又は周辺施設
- (3) その他
 - (ア) 正式な開催日時及び場所は別途通知する。
 - (イ) 出席は1社3名以内とします。
 - (ウ) 内容は、企画書と作品案の説明、審査委員からの質疑とします。
 - (エ) 説明約10分、質疑約10分の計20分程度を予定しています。

12 審査結果の発表及び通知

- (1) 期　　日：令和8年3月中旬予定
- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、書面で通知する。
なお、審査結果は広報課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。
- (4) 審査基準及び配点

審査項目	評価点数	加減率	配点
企画 ・「ゆめだより」にふさわしい内容か ・広く県民等に「伝わる」発信を意識しているか	1・2・3・4・5	* 3	15
表紙 ・ページをめくる気を引き起こすものか ・インパクトがあるか ・県の広報誌であることがわかるものとなっているか	1・2・3・4・5	* 3	15
レイアウト・デザイン ・幅広い世代に向けて、親しみやすく、読みやすいものになっているか（文字の大きさ、字間、行間） ・見やすいレイアウトになっているか ・全体的に統一感のあるデザインになっているか ・見出し等のつけ方は、適切であるか	1・2・3・4・5	* 6	30
写真 ・目を引く写真か ・「ゆめだより」にふさわしい写真か ・写真の技術は高いか（構図、ピント、露出）	1・2・3・4・5	* 2	10

費用対効果	1・2・3・4・5	* 3	15
<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費は適正か ・コストパフォーマンスは高いか 			
業務実施体制	1・2・3・4・5	* 3	15
<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールに無理はないか ・ノウハウや実績を有する人員が配置され、業務を遂行できる体制であるか ・スタッフの業務遂行能力は高いか 			
			100

(5) 評価点数の採点基準

- 「5」 → 特に優れている
 「4」 → 優れている
 「3」 → ふつう
 「2」 → やや劣る
 「1」 → 特に劣る

(6) その他：選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」とします。

13 契約等

(1) 契約手続き

福島県は本業務に関して最も優れた提案を行った者と、3年間の業務委託契約の締結交渉を行います。なお、この手続きに参加したものが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果、契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

(2) 権利

成果品の著作権は、福島県に帰属します。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）については、協議によるものとします。

(3) 業務の委託期間

契約締結日から令和11年3月31日までとします。

(4) その他

福島県は、契約に当たって採用した提案について変更を求めることがあります。

なお、本事業は、単年度予算として執行するものであることから、各年度の予算が可決され、執行が可能となったときに年度ごとの発行回数等を確定するものとします。

地方自治法施行令第167条の4より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号に一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理者としてしようする者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

14 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- (ア) 提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- (ウ) 提出書類に不備があった場合
- (エ) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (オ) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提

案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

(ク) 本実施要領に違反すると認められる場合

(ケ) その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

企画提案者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、企画提案者の負担とする。

(5) その他

(ア) 提出書類は、日本産業規格 A4 版とする。

(イ) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(ウ) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

(エ) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(オ) 提出された企画提案等は、提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

(カ) 提出された企画提案書等は、企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象としない。

15 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県広報課（担当：渡邊）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7014 FAX：024-521-7901

電子メール：kouho@pref.fukushima.lg.jp